

令和 7 年 10 月 9 日

養老町長 川 地 憲 元 様

養老町上下水道事業経営審議会  
会 長 後 藤 尚 久

下水道等事業における使用料の適正化について（答申）

令和 6 年 10 月 29 日付け養水第 415 号にて当審議会に諮問された標記の件については、下記のとおり答申します。

記

養老町における下水道等事業の経営状況について、現状分析を行ったところ、人口減少や節水意識の向上などにより、下水道使用料収入が年々減少している一方、施設の老朽化に伴う更新需要の増加やエネルギー価格の高騰、物価上昇の影響により汚水に係る処理費用は年々上昇しており、大変厳しい経営環境にあることが判明しました。そのため、町税を財源とする一般会計からの繰入金に依存する経営状況となっており、基準外繰入金は年々増加傾向にあります。

さらに、公共下水道事業を例に挙げると、現状、水洗化率 70.6%（令和 6 年度末）となっています。将来的な下水道使用料収入の見込みに関しては、平成 30 年度に町として当時の下水道整備区域以外は下水道を整備拡張しないという方針転換を行ったため、整備済区域への普及促進による使用者の微増は望めますが、今後の未普及地域への整備拡張による新たな使用者の獲得は望めない状況にあります。結果として、人口減少等に伴う使用料収入の減少は今後の経営状況に深刻な影響を与えるものと考えられます。

このような状況を踏まえ、当審議会では、令和 6 年度より使用料の適正化について

の審議を行いました。独立採算を原則とする公営企業では、本来、使用料対象経費として維持管理費と将来的な施設等の更新費用を担保する資産維持費を使用料収入で賄わなければなりません。総務省の経営指針に基づき、少なくとも維持管理費のみは使用料収入で賄う経費回収率 100%を目指すこととし、令和 10 年度予測で経費回収率 100%となる改定率 1.51 が適当であるとの結論に至りました。

しかし、その後、町民の意見や、現在、政府が物価高騰対策を検討している情勢を勘案し、改定率 1.51 に対する激変緩和を検討した結果、令和 8 年 6 月より改定率 1.3 で改定することが妥当であるとの結論に至りましたので答申します。なお、今後は、下水道使用料の適正化について、上下水道事業経営審議会にて継続的な検討が必要であることを申し添えます。